

○穴水町通話録音警告機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における消費者被害や特殊詐欺被害を防止するため、穴水町(以下「町」という。)が保有する通話録音警告機(以下「警告機」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 警告機の貸出しの対象となる者は、町内に住所を有する者のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯(単身者世帯を含む。)の者
- (2) 日中又は夜間において、住居に65歳以上の高齢者のみとなることが常態である世帯の者
- (3) 町長が特に必要と認める者

(貸出しの申請及び決定)

第3条 警告機の貸出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)は、通話録音警告機貸出申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、通話録音警告機貸出決定(却下)通知書(様式第2号)により、利用者に通知する者とする。

(警告機の貸出し)

第4条 町長は、前条第2項の規定により承認した者に対し、次に掲げる物品を貸出しする。

- (1) 警告機本体
- (2) ACアダプター
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル

2 貸出しする警告機は、1世帯につき1台とする。

(貸出期間)

第5条 警告機の貸出期間は、貸出の日から1年間とする。ただし、利用者が延長を希望する場合は、この限りではない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、警告機を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 利用者は、警告機を自らの責任において善良に管理し、いかなる理由があっても転貸又は借用目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、貸出しされた警告機を破損し、又は紛失した場合は、通話録音警告機破損・紛失届(様式第3号)により、直ちに町長に届け出なければならない。

(警告機に係る経費)

第7条 利用者は警告機の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 電気料
- (2) 通信料
- (3) 第4条第1項で貸出しする物品のコードの長さ等が不足する場合は、その補填に関する費用
- (4) 警告機の修繕料(利用者の故意又は重大な過失によるものに限る。)

(録音データの取扱い)

第8条 利用者が貸出しされた警告機を利用したことにより、当該警告機に保存された録音データ(以下「録音データ」という。)の所有権は、当該利用者に帰属する。

2 町長は、第1条の目的のために必要があると認めるときは、利用者の同意を得て、無償で録音データの提供を求めることができる。

(貸出しの取消し及び警告機の返還)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、警告機の貸出しを終了するものとし、通話録音警告機貸出終了通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。ただし、通知前に警告機が返還された場合は、通知を省略する。

(1) 利用者が死亡したとき

(2) 利用者が第2条各号に定める対象者に該当しないと認められるとき

(3) 利用者がこの要綱に違反したとき

2 利用者(前項第1号に該当する利用者については、利用者の相続人とする。)は前項の通知を受けたときは、速やかに貸出しされた警告機を町長に返還しなければならない。

(免責)

第10条 町は、警告機によって発生した事故等による損害については、賠償の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。